

社会福祉法人香寿会 さらの杜
役員及び評議員の報酬ならびに費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人香寿会さらの杜（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第10条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは区分されるものとする。

第3条 この法人の役員及び評議員は次の（1）（2）を除き無報酬とする。

- (1) 理事会出席報酬
非常勤役員が理事会・評議員会に出席の都度 1人一律 10,000円。
- (2) 評議員会出席報酬
評議員が評議員会出席の都度 1人一律 10,000円。
- (3) 上記報酬の支払い額は、源泉所得税額を控除した額とする。

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その用途を明記した領収証等をもって実費を遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年 4月 1日より適用する。